

亞保全の爲め日英同盟なり日露協約なり、日佛協約なりを結びて支那より排日せられたるが如き場合なきにしもあらず、只だ當時異なる所以は、日本が共同干政を好まざるこゝ即ち支那の獨立保全を熱望しつゝあることば、さて愈々列國干政の聲が劇しくなれば、自然日本を待ひ外なき氣配を生ずるに至ることなる點あり、即ち日清戦争後三國干渉あり間もなく支那に失權喪地の事多く露英佛の行動即ち西力東漸を恐れ、自然日親善の高調された時もありたればなり、現に日英同盟更新問題に就き、スマツ將軍の所謂太平洋會議論ありて以來、更に日英同盟更新に關する延期説及太平洋會議説が濃厚となりしに就き、支那紙の一角は、遠水近水を取らば、遠きは近きを隔てずとの謂ひに違はざるを知らるべきなり。

(四)

本日六日倫敦電報に兩電ありたり(一)はニューヨーク來電曰クイラデルファイアのバブルックレッヂヤ一紙に據れば太平洋に關し三協約を締結する爲め英國及び日本と協約可し米國に向かつて正式に提議せられたり同紙附言しく曰く米國政府は最も慎重に本件を考慮しつゝあり是れにして(二)はエヂンバラ大學アサバーバリーデール教授は新聞に寄書して曰く英國及び日本は若し日英條約を繼續せんと欲すれば亦當然之を適用すべく今其未だ進行國際聯盟規約第二十條に據り絕對に之を改訂する義務あり且改めて條約を締結する義務ありと解に於て日英條約を終了の一年の豫告を與へざるべからずと氏は又諸屬領地に關する困難は新條約が屬領地會議の協賛を得ざれば屬領地に適用せずとの條項を設けるに依り除去せらるべしと論せり

此兩電報に根據して中華紙は大意を以て之を組織し日本をリーダーとす云へり其意は之を以て米國を勸誘するに在り、夫れ此等有る人もの忌憚なき主張は吾人漢視せん人々の能はざる所なり、理勢を以て云へば米國は固より同意する能は然れども支那内政の混濁及一部外人の絶望は將來太平洋會議實現の日は根本的に支那を處分するの案を提出し以て日米紛糾解決の具と爲さざるべからず、故に日英同盟更新に反對する各界各團體は此新趨勢に對し一層注意し預備し奮闘する覺悟なかるべからず、以て支那人士の太平洋會議も亦支那の爲め畏るべき所以を知るに足るべし

陝西問題其後

陝西問題に就ては直派と陳樹藩の間互に懸引の戰爭論にして衝突せりと傳へ、或は否らずと傳へ、一つも真相を得べからず、電報の頻來なり、眞にラキヤしたる報道なりは直派の直前に陳樹藩も陳樹藩たり、共に取るに足らず、ソレに曹錕が閣相の爲めに討伐令を下せと要求せば陸軍部は之を許さず、又馮協の師は陸軍部を要求せば陸軍部は師團編成を要求せざる時なれば不便なりと云ひ許さず、と報せらる、或は中央の責へ切らざる證左なり、或は吳佩孚は陳は抗命して軍心瓦解せり云々

自治熱と市鄉自治制

支那に於て風潮なるものは大抵天下の耳目を掩ふの妙策として唱へるより起るもの多し、即ち在野者が省選及省憲を以て各省自治を唱へれば、之に對應して中央が先んじて風潮を鎮むべく、自ら進んで自治制を布くに至る、中央在野共に天下の耳目を掩ふ意味に於ては一にして國家の統一には何等故なく、自治の根本に於ては已に背道して馳せ、風潮をヨリ大ならざるが落ちなり前清時代市鄉自治制を發布して之を實現し、却つて在野の反抗熱を増大せしめ、以て革命を起さしむるに至りしが如き其例の最も大なるものなり今や中央政府は對奉直兩派に左右せられ、其威力は對零なり、只だ奉直が既内閣を倒しては不利と考へ居るが爲め漸く中央の資格を保持しつゝある譯なり、從つて各省自治熱は盛んとなりたり、然れども中央の威信失陷に似たり、各省自治側の此風潮は各省自身が何事も爲すに由なく、消極的に紳董に媚官僚を模倣し、以て各省を保持せんとするものなる點は異なる所なり、何となれば各省自治は各省瓦解し聯絡も取るべからず打つて一丸となりて活動すべからず、瓦解せるより來る消極的言議行動に過ぎざればなり、現に支那紙が云ふ如き今日の自治は省議會を盾とする請願式自治は督軍の勢力を表示する軍人式自治のみ、而かも請願式自治は省議員が買収され、督軍式自治は自己の都合如何によりて厄介視せらるゝ状態に在りて、自治の内訌已に始まり嘆言大に露はるゝあり、盧永祥の態度は三巡閱使を忌み安福系を爲めに出で、

日本郵船株式會社

本社 東京 本支店 上海 香港 日本 歐洲 澳洲 南洋 北亞 南亞 東亞 西亞 中亞 北非 南非 東非 西非 中非 北歐 南歐 東歐 西歐 中歐 北亞 南亞 東亞 西亞 中亞 北非 南非 東非 西非 中非 北歐 南歐 東歐 西歐 中歐

上海 歐洲行 二週一回 澳洲行 二週一回 日本行 一週一回 香港行 一週一回 日本行 一週一回 以上

其他日本各港澳洲印度朝鮮支那等諸航路

日本郵船會社 上海支店 松平市三郎 北汽船會社代理 北鐵道

The Bank of Chosen.

鮮朝銀行

資本 八千萬圓 公積金 八百萬圓 立金 五百萬圓

支店 上海 漢口 天津 北京 大連 奉天 長春 哈爾濱 青島 濟南 煙台 威海衛 龍口 營口 安東 撫順 遼陽 鞍山 本溪 鐵嶺 開通 延吉 琿春 敦化 蛟河 磐石 舒蘭 德惠 九台 農安 梨樹 懷德 雙陽 伊通 乾安 扶餘 大安 洮安 鎮賚 通榆 乾安 扶餘 大安 洮安 鎮賚 通榆 乾安 扶餘 大安 洮安 鎮賚 通榆

上海南京路第七號

陝西の自治は陳樹藩の地位保全、廣西馬濟の六月二十八日附通電廣西自治も自治の根本は是に没交渉なり、湖南四川に至りては最先に自治を唱へたれども、其民意を以て基礎とせざることは云ふ迄もなく未だ何等の成績を擧ぐる能はず、其處に於て馬濟の通電は武人率直の概ありて却りて中央は天下の耳目を掩ふべく七月三日附を以て市郷自治制に關する條例を公布し、併せて先づ省憲を制定し、其上に國憲を制定する等宣傳して、風潮の氣を殺ぐに努め始めたり、即ち緩和の爲めに制定せられたるもの七章七十八條に亘り郷自治制は三十三個條より成り著しく自治の實際に關し從來會つて見ざる所の地方自治色彩濃厚ならしめたり、然れ共果して之が運用如何未だ施行細則の制度を見ざる爲め施行着手の期日不明なるも運用の如何に依りては秩序ある地方自治の目的を達す可きものあるも單に形式のみに止るものあるべし兩自治制の主要を擧ぐれば左の如し

▲市自治制度 第一章總則は十四條に分れ市自治團體は人口一萬人以上の都市に施行され以下は郷自治制とし市を分ちて特別市並通市の二者と爲し特別市は内務部呈請に依りて監督官廳の監督を受け一切の市事は市公所に於て辦理し市住民にして一年以上を経過せる満二十歳以上の男子は總て選舉權を有す但し年直接税一圓以上を納付する者、動不動産三百圓以上を有する者、會つて或は現在公職及び教職の任にある者會つて國民學校以上を卒業し或は之に相當する學力を有する者等のみにして市住居二年以上に及び満三十五

利益援助を與ふことを約束せり傳る六月二十六日二十七日兩日に亘り古經路使として蒙古討伐準備の爲め道南府訪問の必要あり張氏不在中張作相を以て督軍代理として奉天督軍衙門を管理せしめ財政廳長王永江を省長代理とし通告たり、之に對し國務院は張に返電して曰く執事經路便に就任せしは治案の決心の積極的なるを見るに足る、然り外外蒙觀察するに亂事早成る希くは速かに懷柔政策を用ひて活佛の省權を勸誘し早く外蒙と脫離せしめんことを、同時に外交團に向つて外蒙責備借款は均しく無効に歸すを聲明し一面内外蒙古王公各旗衆衆を安置し已むを得ざる時は直に捷伐を張る、尙は六日發のロイタルは外交關係に就て電報を寄せたり、其内容に曰く外交部はウンクルン男に對抗すべく勞農政府及び支那政府間の協力に提議せる勞農政府外相チチュンヨンの通牒に答へ莫斯科政府に通告し曰く支那政府はウンクルン軍討伐の全責任を張作霖將軍に命じ張作霖將軍は此目的に對し十分なる兵力を有すと同回答は附言して曰く支那政府は滿洲に於けるセモノフの運動を熟知し居りて之を處分するに事につき何等困難を感じ居るものにて、更に東方通信社は左の如く傳へ

▲市職員 市に自治公所を設け市長は自治會に於て居住者の被選舉資格を有するの中より選舉市長の職權は自治會の議決事項を執行し特別市に在りては市參事會の議決を執行し其第五章程費第六章市組組合第七章程監督等に分れ郷自治制度は七章に於て之に同じきものなり

▲市參事會 特別市は市參事會を設け市長、佐理員、區董名譽參事員に依り組織され自治會の議決事項に對し更に審議するものにて市長を會長とし自治の最高機關となすものなり

▲市參事會 特別市は市參事會を設け市長、佐理員、區董名譽參事員に依り組織され自治會の議決事項に對し更に審議するものにて市長を會長とし自治の最高機關となすものなり



東方文化と吾人の大任 (六)

陳嘉異

著作権保護コンテンツ

社 會 名 合
店 支 海 上 店 商 本 鈴
號 三 路 江 九
話 電
番 番 番 番
二 三 三 三
九 九 九 九
二 三 四 五
地 番 十 通 岸 海 市 戶 神 店 本

爲替、預金、貸付其他一般銀行
業務精々勉強可仕候行御引立の
程奉願上候

中華滙業銀行
電話(支配人席中)一九四六
番號(一般營業部)中一九四六

▲資本金 壹千萬圓
▲本店 北京
▲上海支店 江西路南京路北入
爲替取組先
東京、大阪、橫濱、神戶、
漢口、長崎、天津、青島、
香港、九江、福州、廈門、
新嘉坡、孟買、倫敦、
紐約、其他支那各地

本店 東京
支店 漢口、天津、京城



堀井膽寫堂 店支
上海河南路七七、七八
電話(中央)參參貳〇

目種業營
堀井膽寫版、文具、印刷機械
印刷インキ、自轉車、護謨及
製品、車輛、金庫、紙、藥品
穀雜、肥料、鑽石

機械、材料、文房具販賣

(オフセット).....カレンダー・ポスター・捺券・小切手
(石版).....レツテル・帯紙・商品券・カタログ
(活版).....贈會社用書類・レターペーパー・名刺
(紙器).....煙草函・各種ヤック・シヨーカード
(ジンク版) (凸版) (凹版) (銅版影寫)

Shanghai Press, Ltd.
社 會 式 株 刷 印 海 上
號 三 十 三 路 而 克 司 赫
〇 一 五 九 二
二 五 六 三
北 話 電

印刷、製本及紙器製造

● 中佛銀行救濟問題

支那銀行の控置を意味するもの、
支那銀行に於て然れり、然れども北京銀行
會は、中佛を倒すにあらずして之の
活かし、其實を得るにあらずるか
推せらる、現に北京銀行會は此
に關し、左の通り發表したり
財政部及北京銀行會は今回整理
爲め一時支拂を停止した中法實業
銀行が支拂に於て紙幣を發行する
權利も特に支那政府より許可せら
るるの事實に鑑み而して佛支の商
居るの事實に鑑み而して佛支の商

の決濟に待つ事としたり
而して公會は七月三日開催したる

爲め特別委員を指名し北京公使館及び法實業銀行と圖り一般公衆の不便を速に除去せんが爲め一日も早く登壇に應ずるの方法を講ずる事となし

右の結果其方法を決定次第兌換を
開始すべしとの事なり前記の如く
華銀銀行公會は全國金融同業者に對外
信用起見維持の爲め其辦法を公決電
白し同行の他種債務は該行自ら整理
該行發行の鈔票は代つて收免する
事を決し代表を推舉し北京政府並に
國公使館中法實業銀行と商定交渉
しむることとしたり其方法左の如

、鈔票總數約二百萬元內北京約四十五萬元天津約四十五萬元上海約六十五萬元漢口十餘萬元濟南約四五萬元奉天約卅萬元にして各處に

發行之鈔票番號は該行に於て調査し公會に交票し而して未發行のもの及び回收鈔票は該行及佛領事公會立會の上検査し封鎖して領事に交附保管せしめ中國交兩銀行代表に依り辦理すること

以上の手續辦法は公會より日を擇びて布告し公會代つて收受する事に付ては査照を乞ひ隨時電告し又此間の兌換期日及墊款に附きては再電する

尚は六日の北京電報は此事に關し

五日銀行公會は中法銀行維持を續續し先づ紙幣を調査せるに北京四十五萬、上海六十五萬、奉天四十五萬、濟南四十五萬、奉天三十餘萬、已に通電を發し日を擧げて代りて兌換すべく馮耿光は周作民を推して臨時幹事部を設け臨時籌備會を設け、中法銀行閉鎖及遼東北法銀行各銀行は何れも影響を受け四、五兩日は取付に遭ひ紛擾せり

●米店罷業問題

共同租界米店は七月一日以來同盟罷業を行ひ居れるが工部局にては問題解決の爲め今三日臨時會議を開く。松瀨護軍使何豐林は租界外の米店に對し租界内の米店に附和して同盟罷業をなす勿れとの布告を發せり又

然れども、共同租界の北部に依居せる勞働者階級は閘北租界外に赴きて米を買ひ求め南部に住居するものは佛租界の米店に赴きて買求め居るが佛租界の米店は大部分已に存米

米店も三日より亦た營業を停止したるに於ては其共同租界内を通ぜざる米を引くに不便を感じて之が爲め佛租界の勞働者階級は租界外南市に赴き居り而して勞働者中頗る多きは米の買ひに麵粉を食ひ居る者頗る多き模様や上海總商會にて是嘉慶室公所董事に日曜日には工部局との

護軍使にては共同租界内の米店風
に何ぞか解決方法を決定すべけれ
はとて佛租界及び租界外の米店に罷
業せざるやう勸告せんことを依頼せ
り

が租界内に影響せしめんと欲する勢力を派し、城内外及び租界境界地方を巡回して勢力の伸張を齎して治安を擾亂せんとする者には直ちに拘引せらるる米店業事は舊曆六月一日即ち曆七月五日より萬一租界内の米店界内への米店に對する同情罷業を始めるは開北一帶の苦力職工等は其の食糧を得る能はざる事となり危険の上より昨日同業者を招集して舊曆一月一日より開北慈善團内に於て米

下等米)の小賣を開始することに決
り
是れ三日の事にして四日總商會長
は工部局を訪ひたるが、同日市參
事會を開き五日通知とあり、返さ
ず上海領事團主席領事は、江蘇
特派交渉員に工部局各店店の鑑札例
を施行するは全く支那人の利益の爲
めを知るに各米店が之を諒解せざる
を事實を知らざるは是れざるべから
ず且つ工部局條例修改を承諾した

るに何故解決の望み無きや現に本首
席總領事は最後の調停者として此の
鑑札は工部局より直接發給せず本總
領事館が受けて之を總商會に發すべ
し是の如くせば各米店は直接工部局
の管轄を受けざるこゝなるを以て
考慮する必要無かるべしとの調停方

法を通告したり許交渉員は工部局も
已に條例の修改を承諾し且つ又た首
席總領事も調停に立ちたれば各米店
は先づ開業すべしと昨日此旨を總商
會に通知し各米店への勸告方を依頼
せり

五日に至り又租界外の米店罷業を企てたが、總商會は工部局の米業者を交渉し勸告せられたとありし旨を米商會に通知せしめ同會長も總商會の請を聞き開店方を勸告せしめ、又縣公署にては救濟會議を開き其結果共同租界内の各米店は鑑札反對の爲め同盟罷業を行へるが租界外米

店は鑑札を設けざるを以て毫も罷業の理由無し茲に南北商會々長米業董等事は即日より開業せんことを勧告並びに南門外陸家浜施粥廠豐記碼頭賑南慈善會及び西門外西林菴に米

七月一日 (金)

は曹錕の軍費要求をはれたる文を送れり
文苑彙編 卷之八
陸處は廣西援助に決す
北京濟南航空第一回成功す

崇禎帝の首十萬元に懸賞さる
海米店罷業本日より開始
七月二日（土）
相繼相繼文の部下は本日漢陽より軍費を受取る
孫文は兩廣に對し勞勩孫文を敵と認めず
旅作案より一日経路に就かず
の意は陝西の抗命を以て軍人を免職すべし
四川劉湘は一日就職せず

滿南軍は鬱林に侵入せりと
 七月三日 (日)
 本日市郷自治制の二條例教令を以て發布せり
 勞農政府は外蒙亂を自ら平定せんことを志せり
 されど支那政府は拒絶せり
 二日蒙古王公會議は張の征蒙につき相當の
 金を與ふるに決せり

中佛銀行は支那銀團より維持を取ることに
せりと
上海唐山北京の交通部管下の學校は皆交匯
學と改稱すること一日より實行
七月四日 (月)

外交團は海關稅則條正、宣昌兵變賠償の件につき協議せりと
陸榮廷は沈鴻英の部下は龍關占領せりと電
亦外交部は太平公司と孫文間に千二百萬の借
りとして日本に向つて抗議せりと
佛國は支獨協約成立に對しウエルサイユ條に
百六十條に背反する旨支那に抗議したりと
廣州廣東軍は大に優勢なりと報す

海絹絲検査所長米人ドウテイ氏は四日
著
本は宜昌重慶間航路に補助十萬圓を與ふ
決せり
西軍は欽廉を占領せりとの報あり

著 風 清 川 平 者記聞新日每阪大
士 學 法

[illegible]

春申社發行

中華皮革廠

事務所、工場

電話西一〇〇〇番

販賣所

電話中二三七六番

海難救助作業 生命保險 明治生命保險會社	海上保險 東京海上火災保險會社 橫濱火災保險會社 神戶火災保險會社 共濟火災保險會社 同濟火災保險會社	火災保險 明治東京火災保險會社 共同橫濱火災保險會社 神戶海上火災保險會社 大阪海上火災保險會社 大正海上火災保險會社	火災保險 明治東京火災保險會社 共同橫濱火災保險會社 神戶海上火災保險會社 大阪海上火災保險會社 大正海上火災保險會社	火災保險 明治東京火災保險會社 共同橫濱火災保險會社 神戶海上火災保險會社 大阪海上火災保險會社 大正海上火災保險會社
---	---	---	---	---

東京サルージ株式會社
上海代理店
三井洋行
(電話中四九九〇番)
山口商店
電話(北四五九九號開張用)
北二三九七

上海三井洋行

アサ
上海三井洋行
電話中四九九〇

ル・ビヒサア



上海文路第一號

山口商店

(電話北五四四)

●揚子公司株主の借款
反對

揚子機器公司株主聯合會は漢口同
公司董事が川崎造船所より借款する

○爲替 週初『サンデー』に於て各爲替銀
行休業の間七月三日當地中法實業銀行が支拂停
止を發表したる結果休業明け四日に於ける市場
は非常なる混亂を惹起し各銀行共的物質に出で
たる爲め爲替は著しく硬化して遂に三志九片の

三日(日)	一、〇五三	一、〇五三五
四日(月)	〇、九九三五	一、〇四四五
五日(火)	〇、九九五〇	一、〇三八七
六日(水)	一、〇〇一〇	一、〇二四二
七日(木)	一、〇〇一〇	一、〇二四二
八日(金)	一、〇〇一〇	一、〇二四二

那人臭い人を欲する、吾人もなる丈け日本へ臭くて向へば好い、其處に日支人の橋渡しになる義が生る、義は宣で、雙方宜しくなる、これが本當の親善じゃ、日支人共に國色天香なれ

沙市、宜昌

支店
出張所
神戶、長崎、
打狗、那霸、
甲谷、尼刺、
天津、漢口、
盛南、嘉義、

